

障害児通所支援事業者に係る刑事告訴について

堺市内において、指定障害児通所支援事業者として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所を運営していた株式会社クオリティ代表取締役 上林利貴に対し、以下のとおり大阪府警に刑事告訴しました。

株式会社クオリティについては、運営する3事業所において児童福祉法に基づく事業に係る人員基準違反、運営基準違反、不正請求等の事由が確認されたため、令和元年12月25日に指定の取消しを行ったものです。その後、事案の悪質性等に鑑み、刑事告訴に向けた調整を進めており、今般、刑事告訴に至ったものです。

1 告訴日

令和4年11月1日（火）

2 被告訴人

株式会社クオリティ代表取締役 上林 利貴

（住所：大阪市住吉区苅田9丁目14番7-301号）

3 告訴の趣旨

被告訴人は、児童福祉法に基づく障害児通所給付費を不正に受給し、この行為が刑法（明治40年法律第45号）第246条第1項に規定する詐欺罪に該当するものと認められるので、厳重に処分を求めるべく刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第230条の規定により告訴するもの。

4 被告訴人に係る対象事業所名称（いずれも、令和元年12月25日付けで指定取消済）

(1) クオリティ児童デイサービスセンター神明

（事業の種類：児童発達支援・放課後等デイサービス）

(2) クオリティ児童デイサービスセンターライト

（事業の種類：児童発達支援・放課後等デイサービス）

(3) クオリティ児童デイサービスセンターザビエル

（事業の種類：児童発達支援・放課後等デイサービス）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 電 話：072-228-7510 ファックス：072-228-8918
----------------------------	---